

令和8年度第4回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和8年8月21日（金）
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問及び答申）
- 2 富山県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 4 その他

閉 会

- 資料 No. 1 富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写）
No. 2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）（写）

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出一覧

異議申出の提出者	提出日	資料No.
富山県労働組合総連合	令和 8 年 8 月 19 日	No. 1 - 1
富山県医療労働組合連合会	令和 8 年 8 月 19 日	No. 1 - 2
全日本建設交運一般労働組合富山県本部	令和 8 年 8 月 19 日	No. 1 - 3
富山県高等学校教職員組合	令和 8 年 8 月 19 日	No. 1 - 4

2026 年 8 月 19 日

富山労働局

局長 福井 尚 様

2026 年度富山地方最低賃金審議会の最賃改定答申に関する異議申出書

富山県労働局

議長 中

中央最低賃金審議会は 7 月 30 日、2026 年度の最低賃金について、A ランク 54 円、B・C ランク 56 円の引き上げとする目安を厚生労働大臣に答申した。目安は、昨年に続いて地域間格差の解消に向けた方向を示した。しかし、昨年の 66 円（6.3%）をも下回る引き上げ額である。この目安では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという最低賃金法の目的を果たすことはできない。私たちは、必要な生計費水準が確保できる 1700 円以上への引き上げを全国で実現するよう求めてきたが、物価上昇分を考慮しただけで、あるべき最低賃金の審議がなされていない。企業の支払い能力ありきの審議が行われた結果であり、これでは東京一極集中と地方の衰退が改善されないどころか、日本経済全体の未来が危ぶまれる。高市政権が「全国平均 1500 円」の達成時期を 2020 年代から 2030 年代前半へ後退させる方針を示したことが、極めて大きな影響を与えた。

目安答申を受けて、東京の 1280 円を初めとして各地で答申が出されているが、上部団体である全労連の調査では 8 月 17 日現在、28 都道府県中 16 県（57%）で目安を上回る答申が行われた。富山と同じ B ランクでは群馬・栃木のほかに静岡でも 13 年ぶりの目安超えとなり、石川と福井では 3 円上回った。今後、C ランク各県から報告されるが、最下位脱出への志向、近隣県との競争、支払い能力を含めて労使のせめぎあいが続いているものと見られる。近年の目安超え答申の増加は、最賃制度そのものの限界を示している。また、A ランクでも 6 都府県中 3 県が目安を 1 円上回ったことは水準そのものの低さを示している。

富山では 2 年連続の目安超えとなり評価はするが、先に記した通り、これでは東京都をはじめとする各府県との格差がほとんど維持されることになり問題である。賃金室は、昨年に引き続き、富山市の消費者物価指数を提示し、さらに中分類指数を新たに資料として提示した。これによると、高校授業料無償化により教育費が低下したが、一方で生鮮食品を除く食料費が昨年来急激に増加し、食糧費全体のウエイトでも 27.0%に達しており、最低賃金近傍の労働者の生活が苦しくなっていることがうかがわれる。富山最低賃金は東京都の 87.4%にしかならないが、消費者物価指数では 94.9%ある。一方、富山市の交通費と住居費のウエイト合計は 34.3%（16.8%+17.5%）であるのに対して東京 23 区平均では 37.7%（10.1%+27.6%）と大差はない。また、富山の社会的移動による転出増も 7 年間連続しており、求人倍率も高い水準で推移している。これらのことは、まともな生計費調査が欠落している中で、支払い能力を優先して最低賃金を決定していることが原因と言わざるを得ない。今回、価格転嫁の徹底や社会保険料の負担軽減などによる中小企業等への支援策の拡充等を国に審議会として要望したことは初めてのことであり、これ自体は評価するが、最低賃金法自体のもつ問題について言及をしていただきたいと考える。また、最低賃金近傍の賃金で生活することの困難さを実感するためにも、労働者の意見陳述の機会を設けるよう改めて求める。



2026 年 8 月 19 日

富山労働局長
福井 尚 様

住所 富山

労働組合
長
-8
076-4

2026 年度富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 5 日、富山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 57 円（中央目安+1 円）引き上げ、1119 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

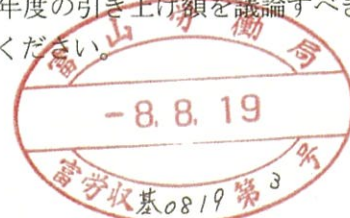
医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から 2024 年度から賃上げ支援策を実施し、2025 年度には補正予算内で処遇改善策、2026 年度には 30 年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いました。すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では 3 期連続で 5% 台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々の暮らしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の富山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2026 年 8 月 19 日

富山労働局長
福井 尚 殿

全日本労働組合
富山県
委員長

富山地方最低賃金審議会の最賃改定答申に関する異議申出書

富山地方最低賃金審議会は今月 5 日、富山県の地域別最低賃金を 57 円引き上げ、「1 時間 1,119 円」とする意見を提出しました。最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

高市早苗政権が「2020 年代に全国平均 1500 円」の政府目標を 30 年代前半に先送りした影響で、目安額が昨年度平均を大きく下回りました。必要な生計費として今すぐ 1500 円以上を求める労働者の願いには届かず、物価上昇分を考慮しただけにとどまり地域間格差も温存されたままです。

時給 1,119 円ではフルタイム(年間 1800 時間)働いても年収約 201.4 万円にしかならず労働者が自立して生活することは困難です。世界の主要国の最賃 2000 円台と比べても極めて低水準です。実質賃金が 4 年連続マイナスになる中で異常な物価高に襲われている労働者の生活の苦しさは変わりません。

標準的な暮らしを送るため最低どれくらいの費用がかかるかを示す全労連の最低生計費調査では年収 330 万円程度、時給換算で 1800~1900 円が必要だと試算されています。

これまで「20 年代に全国平均 1500 円」の政府目標を達成するため引き上げペースを加速させていましたが、高市政権が実現時期を 30 年代前半と先送りしたため、引き上げ額も昨年度から急減。

目安になった理由について中賃審は「物価上昇率の鈍化」や「賃上げ原資の確保が難しい」など挙げています。

しかし、本来考慮すべきもっとも重要な労働者の最低生計費に基づく引き上げに背を向け、物価上昇分の上げ幅に矮小化しているにすぎません。

いま政府がやるべきことは大企業がため込んだ 560 兆円にも上る内部留保に課税し、中小企業が賃上げできるために直接支援に回し、最賃を 1500 円に引き上げることです。中小企業・小規模事業者に対する支援策を強化する要望を、審議会全体の答申として国・県にいつそう強く働きかけることが必要です。





富高教発第102号
2026年8月19日

富山労働局長
福井 尚 殿

富山県高等学校教職
執行委員長 中山

「富山県最低賃金の改正決定に係る富山地方最低賃金審議会の意見」に対する異議申出

富山県の労働者の雇用や賃金・労働条件の維持向上に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」）は今月5日、富山県の地域別最低賃金を57円引上げ、「1時間1,119円」とする意見を提出しました。この意見に対する異議及び理由を下記のとおり申し述べます。

記

〔異議〕

審議会の意見「1時間1,119円」は、中央最賃審議会の目安「56円」を1円上回る57円の引上げであり、使用者側委員の反対の中でこの結論に達した審議会の努力は一定評価します。また、中小企業支援のための国の支援を、審議会として政府に要望していることも前進と受け止めます。しかしながらこの引上げでは、経済の低迷と物価高騰でいのちと暮らしを脅かされ続けている若者や非正規労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」は保障されず、国際的に低水準の日本の労働者全体の賃金底上げにも不十分です。拡大し続けてきた地域間格差を是正する水準でもありません。私たちの仲間が全国でとりくんでいる最低生計費実態調査で、全国どこでも必要とされる「1時間1,700円以上」を展望できる、生計費原則に立った大幅引上げを求めます。

〔理由〕

- 1 日本経済立て直しのための社会的合意により、コロナ禍明けから労働者全体の賃金水準は向上してはいますが「格差」の拡大を伴うものであり、食料品など生きるために欠かせない物価の高騰が続く下で低所得者の「貧困」の深刻化は改善されていません。このような状況は、先の意見でも申し述べた通り次代を担う子どもたちの「体験格差」「教育格差」となって顕在化しており、社会全体の将来に暗い影を落としています。「平均」としての実質賃金が上昇に転じたとはいえ、17日に内閣府が発表した4～6月期のGDP速報値では個人消費がマイナス0.02%と力強さを欠く状態であり、これを改善するためには、最低賃金の大幅引上げによる賃金「底上げ」が必須です。喫緊の課題である少子化対策の面からも、若者たちが安心して働き将来設計を描ける「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための条件として、「全国一律1,700円以上」が展望できる引上げとするべきです。
- 2 中央最低賃金審議会が答申した引上げの目安は、Aランク54円に対してB・Cランク56円と、2年連続で地域間格差是正の方向性を示しました。8月17日時点で、審議会が答申している28都道府県中16県で目安を上回っており、Aランク県を含め富山よりも現在の最賃が高い県でも上回る答申が出されています。目安に1円上乗せの「57円引上げ」では、他県と比較しても「格差を是正しての適正水準化」の動きが鈍いと言わざるをえません。「企業物価の上昇が消費者物価よりも大きい」状態は、正常な価格転嫁が進めばいつまでも継続するものではなく、倒産や廃業が増えている要因も人件費負担が過大なことに帰することはできず、最低賃金を生計費原則に立って大幅に引き上げることを阻害する理由にはなりません。富山県を豊かに「再生」させるためにも、最低でも中央目安による全国加重平均「1,176円」に引上げ、「全国一律1,700円以上」に向けた流れを地方から作っていくことが必要です。

以上



富最賃特小第1号
令和8年8月18日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会
特 別 小 委 員 会
委員長 両角 良子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和8年8月5日富山地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、下記1のすべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記2のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

- （1）富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- （2）富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- （3）富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

2 特別小委員会委員

公益代表委員	◎ 両角良子	○ 柳原佐智子	吉田 洋
労働者代表委員	石田康博	大森 仁	黒川智之
使用者代表委員	寺山 収	広上利晴	野中靖夫

◎は委員長、○は委員長代理を示す。